

第11回全国大会 in 神奈川



本人・家族の想いを社会にとどけたい

◇ と き：平成27年10月20日(火)・21日(水)

◇ ところ：ローズホテル横浜

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

目 次

主催者あいさつ	1
ご来賓祝辞	2
大会のテーマ	4
大会についてのご案内	4
大会のすすめ方	5
(1) タイムスケジュール	5
(2) プログラム	5
情勢報告	7
講 演	11
全員参加による意見交換	12
(1) 第1部発表者の意見要旨	12
(2) 第2部発表者の意見要旨	17
大会決議文(案)	22
賛助いただいた皆様	23
平成27年度全施連役員名簿等	24
(1) 全施連役員名簿	24
(2) 全施連理事(都道府県連代表者)名簿	25
(3) 全施連賛助会員名簿	26
資料1 一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会について	27
資料2 新しい生活施設の在り方に関する提言	29
協賛広告	34
	以上



主催者あいさつ

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

理事長 由岐 透

NHK 朝の連続ドラマ「まれ」の舞台となった横浜の中華街、この横浜の地で、全国各地から数多くの知的障害を持つ人の親、兄弟家族にお集まりいただき、第11回全施連全国大会をただ今から開催いたします。

今大会の成功に後援や協賛をいただいた神奈川県、横浜市をはじめ、県内の多くの行政、関係団体の皆様方に心より感謝を申し上げます。

「知的障害のある人にとって最適な生活の場とは～障害の多様性さらにはライフステージに応じた生活の場を考える～」が今大会のテーマです。今大会はこれまで10回の全国大会を踏まえ、次の新たな10年におけるスタートの大会という考えのもと、テーマに沿って参加者が活発な意見交換を行い、今後の取組の方向性について、理解を深めることを目的としています。

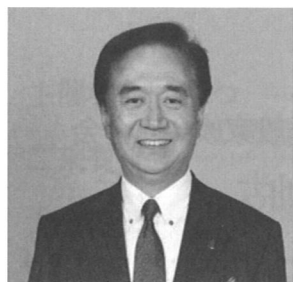
国は、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、差別解消法の成立により、国内法の整備が整ったと判断し、障害者権利条約を批准しましたが、私たちが10年間主張し続けている契約制度、応益負担、障害支援区分、日割り計算、事業体系等数多くの問題は一つ解決されていません。

障害者総合支援法が施行され3年を迎え、法の附則にある検討規定3年の見直しの年にあたります。「骨格提言」に示された多くの改革案のうち、総合支援法に盛り込まれたものはごく一部の事項に過ぎませんでした。残された課題に対し厚生労働大臣は「段階的に実現していく」と国会で答弁し、重要な項目については積み残し課題として法の附則に規定され、所要の措置を講ずるとしています。そして検討規定の第2項には、検討にあたっては障害者及び家族その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする、と明記されています。

厚生労働省は、昨年11月に開催された社会保障審議会障害者部会において、「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」を設置し、論点整理されたものを約40団体の障害者及び家族その他関係者にヒヤリングを行い、社会保障審議会障害者部会に報告されました。部会では、この論点に沿って総合支援法の見直しについて議論され、年末までには方向性を取りまとめ、法改正が必要な事項は来年の通常国会に上程される見通しであります。私たちは、検討規定のすべての項目について強い関心を持っています。なかでも知的障害者の支援区分の問題、高齢の障害者支援、意思疎通、意思決定については、成年後見人制度との関連で重視する必要があります。

知的障害を持つ人が、一人の市民として認められ、平等に生活できるそのための環境を社会の責任で整える、このような新しい時代を目指して幅広い方々と連携し、活動して行きたいと思います。

最後になりましたが、岩本邦雄神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長はじめ、大会成功にお力添えを頂きました多くの方々に心から感謝申し上げ開会のご挨拶といたします。



全施連・第11回全国大会 in 神奈川 開催を祝して

神奈川県知事 黒岩 祐治

全国知的障害施設家族会連合会・第11回全国大会 in 神奈川が、この神奈川の地に全国各地から皆様をお迎えして、盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。

また、全国知的障害施設家族会連合会におかれましては、知的障害者施設を利用する方々の福祉向上を図り、その豊かな生活と権利を守るため、障害者福祉に関する研修をはじめ、様々な活動にご尽力されており、深く敬意を表します。

さて、近年、障害者福祉は、障害者の差別禁止や社会参加を促進する障害者権利条約の批准に向けて、国内法の整備が進められ、障害者総合支援法、障害者差別解消法などが成立し、平成26年1月に障害者権利条約が批准されました。

神奈川県では、こうした新たな法制度やこれまでの取組状況を踏まえ、「かながわ障害者計画」を改定し、平成26年度を初年度とする新たな計画を策定するとともに、この計画の理念や考え方をサービス実施計画として具体化するため、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とする「第4期障害福祉計画」を作成しました。

また、これらの計画の「ひとりひとりを大切にすること」という理念に基づき、障害者の自立及び社会参加、地域社会における生活及び地域社会への包容を促進するため、障害者が自ら能力を最大限発揮できるよう、今後も、様々な施策を推進してまいります。

この度の大会では、貴連合会会員の皆様によって、知的障害のある方々のライフステージに応じた「充実した日々の生活に必要な支援」や「最適な生活の場」について活発な議論がされることと思います。こうした地域生活支援の取り組みについては、障害者や家族の方々の意見を反映しながら発展させていくことが大切であることから、皆様には、今後とも、障害福祉向上にご尽力いただくとともに、本県の障害福祉施策の取組にも御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、一般社団法人全国知的障害施設家族会連合会のますますの御発展と、皆様の御健勝・御活躍を心からお祈り申し上げ、私のお祝いの言葉といたします。



祝 辞

横浜市長 林 文子

平成27年度第11回一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会全国大会が、多くの関係者のご尽力により、ここ横浜の地で盛大に開催されますことをお喜び申し上げます。重ねて全国から本市にお越しいただきました皆様を心から歓迎申し上げるとともに、本大会が成功するものと確信しております。

皆様におかれましては、日頃から知的障害者施設を利用する方々のより一層の豊かな生活を守ることを目的として、様々な活動に積極的に取り組まれていますことに、心から敬意を表する次第であります。

本市におきましては、障害福祉施策に係る中・長期的な計画である「第3期横浜市障害者プラン」が今年度より新たにスタートしました。『自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、「安心」して「学び」「育ち」暮らしていくことができるまち ヨコハマを目指す』を基本目標とし、障害理解の促進や住まい・医療・就労などの支援の充実を進めるとともに、公民が連携して必要に応じた意思決定支援を行い、本人が自己選択・自己決定のできる環境整備を進めています。

また、来年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行となります。本市では、昨年度から、障害のある方にもご参加をいただき、今後の市の取組を検討するための部会を立ち上げるとともに、障害者差別に関する事例の募集を実施し、障害のある方たちの声を大切にしながら、法律の施行に向けた準備を進めているところです。

さて、皆様ご存知のとおり、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。この世界最大のスポーツの祭典において、トップアスリート、とりわけパラリンピアの活躍が期待されます。本市において、最高のおもてなしとして、障害のあるなしにかかわらず、街で出会った時には自然に会話できるような、ぬくもりのあるまちの実現を進めてまいりますので、お力添えをお願いいたします。

最後になりましたが、本大会の開催にあたりご尽力いただいた多くの関係者の方々と、ご参加いただきました皆様のますますのご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

◆◆ 大会のテーマ ◆◆

知的障害のある人にとって最適な生活の場とは

～ 障害の多様性さらにはライフステージに応じた生活の場を考える ～

この第11回全国大会は、これまで10回の全国大会を踏まえ、次の新たな10年間におけるスタートの大会という考え方のもと、テーマに沿って参加者が活発な意見交換を行い、今後における取組の方向性について、理解を深めることを目的とするものです。

◆◆ 大会についてのご案内 ◆◆

- * 主 催：一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会
- * 担 当：神奈川県知的障害者施設保護者会連合会
- * 後 援：次の皆様に本大会のご後援をいただきました。(敬称略)
 厚生労働省・神奈川県・横浜市・公益財団法人日本知的障害者福祉協会・
 特定非営利活動法人日本障害者協議会・社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会・
 神奈川県知的障害施設団体連合会・神奈川県民間知的障害者施設協同会・
 全日本手をつなぐ育成会連合会・神奈川県手をつなぐ育成会・特定非営利
 活動法人横浜市手をつなぐ育成会・川崎市育成会手をむすぶ親の会・
 (株)ジェイアイシー・やまゆり知的障害児者サポート協会・名鉄観光サービス
 株式会社横浜支店・読売新聞社・朝日新聞社・毎日新聞社・神奈川新聞社・
 NHK 横浜放送局・tvk(テレビ神奈川)
- * 賛 助：本大会を賛助して下さった皆様は23ページのとおりです。
- * と き：平成27年10月20日(火)・21日(水)
- * と ころ：ローズホテル横浜
 〒231-0023 横浜市中区山下町77
 ☎：045-681-3311 ・ FAX：045-681-5082
- * 参加者：① 全国知的障害施設家族会連合会加盟の家族会・保護者会関係者
 ② 知的障害者施設関係の方
 ③ その他知的障害者福祉に関心のある方
- * 参加費：① 大会参加費：6,000円
 ② 交流会費：7,000円

◇◇ 大会のすすめ方 ◇◇

【タイムスケジュール】

◇ 10月20日(火)

10:30	12:10	12:35	12:40	13:10	13:20	14:20	14:30	17:00	18:00	20:00
受付	開会式	休憩	情勢報告	休憩	講 演	休憩	全員参加による 意見交換(第1部)	休憩	交 流 会	

◇ 10月21日(水)

9:00	11:15	11:30	11:40	12:00
全員参加による 意見交換(第2部)	2日間 の総括	休憩	閉会式	

《 総合司会 》 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会

原田靖子

【プログラム】

◆ 10月20日(火)

* 開会式 (12:10～12:35)

☆ 開会あいさつ

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会・会長

岩本邦雄

☆ 主催者あいさつ

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会・理事長

由岐 透

☆ ご来賓祝辞

★ 神奈川県知事

黒岩祐治様

★ 横浜市長

林 文子様

★ 公益財団法人日本知的障害者福祉協会・会長

橘 文也様

* 情勢報告 (12:40～13:10)

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会・理事長

由岐 透

* 講 演 (13:20～14:20)

テーマ：「知的障害のある人にとって安心できる生活とは」

～ 障害者権利条約をベースに新たな社会づくりを ～

講 師：特定非営利活動法人日本障害者協議会・代表

藤井克徳様

* 全員参加による意見交換

この意見交換は、参加を希望される皆さんから、あらかじめ設定した2つのテーマについて、「意見要旨」を提出していただき、その中から複数の方を選定し、大会当日壇上で発表していただきます。そして、コメンテーターの方からのコメントを交えて意見交換を行い、テーマについてさらに掘り下げることにします。

併せて、会場からも指名発言方式による意見を求め、議論を深めることにします。
(注) 発表者から提出された「意見要旨」は、12 ページ以下のとおりです。

《 司 会 》

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会・副理事長 南 守

《 コメンテーター 》

北九州市立大学文学部・教授 小賀 久氏
埼玉大学教育学部・准教授 宗澤忠雄氏
近江ふるさと会・理事総括園長 飯田雅子氏
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会・副会長 嶋田芳樹

(注) 司会およびコメンテーターの方は、第1部・第2部とも同じです。

《 意見交換・第1部のテーマと発表者・指名発言者 》(14:30～17:00)

テーマ：知的障害のある人たちの、障害の多様性さらにはライフステージに応じた「充実した日々の生活に必要な支援」とは、どのようにあるべきか

発表者：① 兼廣 倫生(鹿児島) 指名発言者：① 千坂 喜勝(兵庫)
② 鈴木 賢治(千葉) ② 水谷 孜(神奈川)
③ 寺島 章夫(岐阜) ③ 宮井真由美(千葉)
④ 西脇かほる(神奈川)
⑤ 平山 昭利(兵庫)

(注) 発表および指名発言は、アイウエオ順になっています。

＊ 交流会：大会の議事終了後・座席指定による円卓方式で実施。(18:00～20:00)

◆ 10月21日(水)

《 意見交換・第2部のテーマと発表者・指名発言者 》(9:00～11:15)

テーマ：知的障害のある人たちの、障害の多様性さらにはライフステージに応じた「最適な生活の場」とは、どのようにあるべきか

発表者：① 飯田 武夫(兵庫) 指名発言者：① 小林登志重(兵庫)
② 家田 信忠(岐阜) ② 佐々木常雄(群馬)
③ 岡本 保博(大分) ③ 安田 由美(北海道)
④ 佐々木哲彌(神奈川)
⑤ 富田 重幸(北海道)

《 2日間の意見交換の総括 》(11:15～11:30)

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会・副理事長 南 守

＊ 閉会式(11:40～12:00)

◇ 大会決議文(案)採択

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会・副理事長 石川 誼

◇ 閉会あいさつ

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会・副会長 金子晋一

以上

情 勢 報 告

はじめに

戦後70年の節目にあたる本年、「平和安全法制備法案」(①自衛隊法 ②PKO 協力法 ③周辺事態法 ④船舶検査活動法 ⑤特定公共施設利用法⑥国家安全保障会議設置法 ⑦武力攻撃事態法 ⑧米軍行動関連措置法 ⑨海上輸送規制法 ⑩捕虜取扱い法の法律改正を内容とする)及び新たな「国際平和支援法案」の審議が進められ、7月16日衆議院本会議で採決が行われ、多くの野党が退席する中で自民・公明両党などの賛成多数で可決されました。これらはすでに昨年の集団的自衛権についての閣議決定に沿ったものでありますが、憲法学者の多くが違憲であると断じていて、立憲主義、法治国家にあるまじきことであります。

このような社会情勢のなか、憲法25条に保障されているナショナルミニマムが、社会福祉保障を通じて実現することが可能なか不安になります。

障害者総合支援法が施行され3年目を迎え、本年度は法の附則にある3年後の見直しにあたります。また、平成27年4月、社会福祉法等の一部を改正する法案が国会に提出されました。昭和26年6月社会福祉法人制度が創設されてから64年を経過して、はじめての大改革となります。

成年後見制度利用促進法案の今国会上程が見込まれています。2015年7月、与党は「成年後見制度利用促進法案」をまとめ、国会に上程される見込みです。

65歳問題、3ヶ月問題、配置医師、成年後見人制度を解決しなければ、入所施設が終の住処にはなりえないと思われます。親亡き後、安心して託すことができる福祉制度を求めます。

1 障害者総合支援法改正の動き

厚生労働省は昨年11月に「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」を設置することになり、昨年の12月15日第1回が開催されました。来年4月15日まで9回の会合がもたれることになっていますが、その間に、40近くの障害者団体等に対するヒアリングも行われ、ワーキンググループの下には3つの課題に対し作業チームがつくられ、個別テーマにそって議論が進められました。

論点整理のヒアリングの対象であるべき知的障害団体の全施連に対しては、ヒアリングを一切実施しないまま、「障害福祉サービスの在り方等について(論点の整理)」として報告書がまとめられています。

この論点整理は、社会保障審議会障害者部会に報告され、障害者部会ではこの論点に沿って総合支援法の見直しについて議論されることとなりますが、スケジュールでは年末までにはその方向性をとりまとめ、法改正が必要な事項は来年の通常国会に上程される見通しであります。

2 社会福祉法人制度改革

社会福祉法人制度の在り方等に関する検討会は、社会福祉法人制度見直しにおける論点として、次の5点を挙げています。

① 地域における公益的な活動の推進

- ② 法人組織の体制強化
- ③ 法人の規模拡大・協業化
- ④ 法人運営の透明性の確保
- ⑤ 法人の監督の見直し

これらを受けて、社会福祉法の改正に向けて社会保障審議会福祉部会が開催されました。この社会福祉法人制度改革が、障害者施設を利用する知的障害者とその家族に、どのような影響があるのか、今後注視する必要があります。

3 65 歳問題

65 歳問題は、障害を持つ人が 65 歳になると障害福祉施策から外れ、介護保険の対象に切り替えられることに伴う、さまざまな問題です。

障害者総合支援法では、第 7 条の「他の法令による給付との調整」で、障害者が 65 歳以上になると介護保険法が適用されるとされています。すなわち 65 歳になった障害者は、介護保険の要介護認定を受け、要介護区分ごとに設定されている支給限度額によって、介護保険サービスと障害者福祉サービスの併用が、制限されることになります。

この介護保険優先適用原則は、障害者に対する人権侵害の問題であると捉える必要があります。障害者の特性を無視し、障害者が 65 歳になると介護保険を一律適用するのは、障害者とその家族の生活は成り立ちません。障害福祉予算の削減を優先させるのではなく、何歳になっても一人ひとりが必要とする支援を受けることができ、障害者施設を一生涯利用できるよう保障しなければ家族は安心できません。

この「65 歳問題」を解決するためには、障害者総合支援法第 7 条の廃止が必要です。しかし、鹿児島大学法科大学院伊藤周平教授が、「保険化する社会福祉と対抗構想」という著書のなかで、『障害者運動が介護保険方式の転換と介護保険法の廃止を打ち出すことなく、介護保険の優先適用見直しのような要求をかかげ、障害福祉さえよくなればよいという矮小化された運動に埋没すれば、他の社会福祉分野での「社会福祉の介護保険化」が進み、それが本流となった場合に、抗しきれなくなることは容易に想像がつく。』と述べているように、大きな流れの中での先見性のある運動が求められています。

4 3 ヶ月問題 (90 日問題)

障害者施設を利用する場合、利用者、後見人・保佐人・補助人及び家族と事業者（施設）は、施設サービスについて施設サービス利用契約を結ぶ必要があります。この利用契約書の内容は準則主義を採用しているので全国どここの事業者とも、施設サービス利用契約の内容は変わりません。

契約書の第 12 条「契約の終了条項」第 3 項に次のように規定されています。

『事業者は、やむを得ない事由がある場合には、利用者に対し、30 日間の予告期間において事由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。』としており、その事由として 1 号から 7 号まで規定されています。

そしてその 2 号には、『利用者が医療機関に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後 3 ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合』とあります。

これは、事業者報酬が日割り計算になっているため、利用者が入院している間は支払わ

れないことから、事業者の論理であると思われます。このことを解決しないで施設を終の住処にすることはできないのではないのでしょうか。

5 配置医師

厚生労働省令の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」の第 4 条（従業者の員数）では、指定障害者支援施設で生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数について、「利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師の設置」の義務があります。

2014 年 4 月に配置医師（嘱託医）を置いても、置かなくてもよいという内容の通知が出されました。この通知は省令との整合性がありません。法律に定められた内容と違った通知で障害福祉行政を行うのでは法治国家と言えないのではないのでしょうか。行政がやり易いようにできる通知、通達、告知行政を改めるべきです。

法律と整合性のない通達がでる背景には、年々増加する医療費削減という目的があることは明らかです。通達では、「保険医が配置医師であるある場合には、配置されている施設に入所している患者に対して行った診療（特別の必要があって行う診療を除く）については、自立支援給付において評価されているため、初診料、再診療料（外来診療を含む）、小児外来診療及び往診診療を算定できない。」また、「保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合または患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない。」とあります。これは、事業者報酬のなかに利用者一人当たり年間約 3 万円が支払われているので、国としては二重払いになっているということです。このことは、利用者にとって医師や治療を自由に選択できる自由が奪われることであり、到底容認できるものではありません。訪問医療、訪問看護を自由に受けることができなければ、施設が終の住処とはなりえません。

6 成年後見人制度

今国会に上程が見込まれます成年後見制度促進法案では

- ① 利用者を増やす基本計画の策定を国や自治体に義務付ける
- ② 後見人による財産の不正流用を防ぐための監督強化
- ③ 被後見人の権利制限の見直し（主に欠格条項の見直し）
- ④ 手術や延命治療などの医療を受ける際の同意権及び現在含まれない後見人の事務範囲の拡大・見直し
- ⑤ 後見人が利用者宛ての郵便物を自らのもとに送り、必要な書類を閲覧できるようにする。

などが盛り込まれています。

知的障害者には成年後見制度は必要不可欠なものでありますが、現行の成年後見制度にはさまざまな問題があり、知的障害者の特性が全く考慮されていません。後見人には治療の同意権がなく、財産管理が主であり、人権尊重に重きが置かれていません。そして、知的障害者への理解のない弁護士、税理士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人が多いことが問題です。また、知的障害者の大多数は専門職後見人に支払う報酬の負担能力がありません。

2000年の社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスが措置制度から契約制度に変わり、介護保険法の2000年4月の施行に間に合わせるため、民法改正が行われました。当時、法務省は4月から介護保険が施行されているにもかかわらず、国会の紛糾で5月に民法の改正がずれたことで慌てたようです。

成年後見制度は、判断能力の乏しい老人が施設利用をする場合契約が必要となりますが、この契約という法律行為は判断能力のない人にはできないので、契約のために後見人が必要だったのです。

日本の後見人制度は、意思疎通・意思決定の能力があるかないかをどのように判断するのかや、意思疎通、意思決定支援への取組を怠り、成年後見制度の根幹をなす基本法を作らずに、民法の改正によって進めたことが、知的障害者の人権を守る制度となっていない大きな要因であります。

7 今後の課題

虐待防止法が施行されてから、3年経過しました。しかし、知的障害者施設での虐待事件は一向に無くなっていません。虐待防止法ができたことにより、虐待事件の通報がしやすくなったことから、表に出てくる件数が増えたという評価がありますが、そうとばかり言えないのではないのでしょうか？最近の大勝園の事例では、職員は園内で解決できず、マスコミに訴え事件が発覚しました。隠すことで虐待が繰り返されています。

虐待は知的障害に対する差別意識が根底にある限り、法律や制度でだけで防止しようとしてもできません。障害者施設で働く人の意識の変革を願い、5つの類型の障害者虐待がなくなる日がくることを切望します。生きづらさをかかえながら懸命に生きている知的障害者に対して、人として決して行ってはいけないことが起こる不条理さに、割り切れなさを感じます。

全施連は知的障害者の「終の住処」を求め、それが何処にあり、どうすればできるのか。また、3つの問題（65歳問題、3ヵ月問題、配置医師問題）と成年後見制度が知的障害者に役立つものとなるよう取り組んでいきたいと思ひます。

以上

【講演】 知的障害のある人にとって安心できる生活とは

～ 障害者権利条約をベースに新たな社会づくりを ～

～ 講演のレジュメおよび資料については、別冊をご覧ください ～

	第1部発表者の意見要旨	
--	-------------	--

氏 名	県連名
兼廣 倫生	鹿児島

- 1 「充実した日々の生活に必要な支援」の充実には、それを可能にする基盤の確立が必要である。
- 利用者の家族と施設側（経営者・指導員）の信頼関係が構築されていること。
 - ・ 情報の共有や意思確認のための場として、評議員会への家族の参加や合同の研修会・懇親会を開催している。
 - ・ 方針や意見・要望を抵抗なく出せるような雰囲気づくりを心掛けている。
 - ・ 利用者の個々の情報の共有には連絡帳の活用や面接・電話連絡等を活用した細やかな方策を継続している。
- 2 「充実した日々の生活に必要な支援」の充実には、それを可能にする利用者の生涯の安定した生活の見通しが確立していることが必要である。
- 今後の生活（一生涯）に不安を抱かなくてよい仕組みにして欲しい。
 - ・ 特に、65歳以降の生活の場がどうなるか不安であることから、それ以降も同じような支援が継続されるようにして欲しい。
 - ・ 親亡き後の後見の在り様がどうなるか不安であることから、利用者をよく知る施設が後見に参加できる仕組みにして欲しい。
 - ・ 病気入院・退院が円滑にできる仕組みにして欲しい。
- 3 「充実した日々の生活に必要な支援」の充実には、それを可能にする支援者の生活の安定と資質の向上が必要である。
- 支援者の処遇の改善が急務である。
 - 利用者の特性を的確に把握した支援を継続して欲しい。
 - ・ 可能性を信じて支援を継続して欲しい。
 - ・ 観察力を高め、利用者の願いや気持ちを把握して支援をして欲しい。
 - ・ 担当者（支援者）の交代により生ずる不安を軽減して欲しい。

以上

氏 名	県連名
鈴木 賢治	千葉

- (1) 同じ屋根の下で共に生活しあう仲間たちと、生涯にわたって安心して快適に暮らせるようにするには、どのような支援が必要なのか。
- ① 施設職員は保護者と話し合い、利用者個々の状態を細かく分析し、対応する手段を作っておき実践すること。また、施設職員はマニュアルとして共有すること。
 - ② 施設内のルールを明確にし、共有化して利用者の混乱を避けること。
 - ③ ライフサイクルを一定にし、更にメリハリをつけたものとする。
 - ④ 施設職員の教育、育成を行い、支援業務をやりがいのある仕事と認識させるとともに、成果が給与に反映するシステムを作ること。
- (2) 人として生活できる場を作り上げるには、どのような支援が必要なのか。
- ① 人権尊重を最優先とした施策と施設内の風通しを良くし、虐待防止に努めること。
 - ② 日常の健康管理と緊急時の医療体制を確立しておくこと。
 - ③ 高齢者の医療体制を確立させておくこと。
 - ④ 食生活では、摂取カロリー、栄養バランス、塩分量など基本的なことは管理栄養士の指導の下にメニューを作るとともに、おいしくするための工夫をすること。
- (3) 積極的に社会参加するには、どのような支援が必要なのか。
- ① 利用者にやる気を起こさせるように仕向けること。
 - ② 利用者に社会参加への面白さを知ってもらうよう体験を多くさせること。
 - ③ 利用者個々の状態、特性に合わせた指導をすること。
 - ④ 利用者が作業を終わった後の喜びを得られる工夫をして、長続き出来るように指導すること。

以上

氏 名	県連名
寺島 章夫	岐 阜

＊ 知的障害者の発達を目的とする継続的で充実した支援の必要性

重度の障害があっても潜在能力はあります。その発達を考えない、療育的素養や視点を持たない介護サービスのみを考えることは、かえって神経症・行動障害などの二次障害の助長をもたらします。知的障害者の問題は、発達が困難で遅滞があるため、手厚い丁寧な教育の機会が継続的に必要なのに、適切に受けられていないことです。

知的障害者の発達レベルには差異があり、特に自閉症スペクトラム障害で言葉のない場合は、自力の学習が困難なため発達に異常な遅滞が見られます。しかし、健常者が高齢を迎え洞察力などの精神作用が深まるように、知的障害者も認識や知覚などが発達し続けます。

発達が困難でも、発達の権利を保障することで、知的障害者の尊厳を擁護するべきです。なぜなら、心身および社会的な発達は、人が生きていくうえでなくてはならない楽しみや、張り合い、生きがいを培い、豊かな生活をもたらすからです。

＊ 知的障害者へのすべての支援に心身および社会的な発達を基本にする

わが国の知的障害者施策は、軽度の人には「就労支援」、重度の人には「生活支援」へと言うふうに、障害レベルで分類しています。就労重視、福祉の分業化、また「施設から地域へ」の現状は、知的障害者の発達への観点から薄く、必要な発達を阻害しかねません。

日々の生活の中に発達があります。健常者の生活が仕事と共にあるように、知的障害者の生活にも適切な仕事や作業を組み入れて、目的をもってルールに従うことや、仲間と助け合うことを涵養しなければなりません。また、個別の生活支援で言葉のシャワーを浴びる、過剰なケアを受けない、多様な経験を積む、喜ぶ・楽しむ、共感しあう、興味・関心・活動を広げる、変化を受け入れる、穏やかである、意思が通じ合う、これらが発達です。

運動は脳を活性化することで発達に欠かせません。知的障害者は体のゆがみが診断されることがよくあります。また、体を意識的に動かさないため、運動不足などによる疾患が早期に発症するといわれており、個々の興味・ニーズに合った運動支援が必要です。

＊ 意思決定・意思疎通支援と発達支援を一体として考える

現在の成年後見制度は過剰な行為能力制限があり、明らかに権利条約に反するとして、抜本的見直しが浮上しています。障害があっても行為ができる前提に立った支援をする視点に、根本的変換があれば、すべての事柄に関する意思決定支援の充実が必要となるはずです。重度の知的障害者は、意思決定・意思疎通支援の前に、発達支援が重要・喫緊の課題であり、一体として早急に検討していただきたい。実現には専門性のある職員による、丁寧な支援と検証・改善ができる体制が、知的障害者施策に盛り込まれねばなりません。

以上

氏 名	県連名
西脇かほる	神奈川

青年期・成人期を迎える我が子の将来について、いずれは家庭から自立してほしいと願いながらも、不安を感じている親が多いのではないのでしょうか。例えば、家庭に代わる生活の場として最も身近にあるのがグループホームです。しかし、法人の運営するホームは支援体制がそれなりに整備されているようですが、自宅周辺にあるホームの話を聞くと、職員がなかなか定着しないのが実情のようです。

職員が短期間で入れ替わることから生じる不安感を持ちながら、それを言葉で伝えられない入居者にとって、ホームは『落ち着いて住む家』ではあり得ません。加えて、入居者一人ひとりの障害特性を理解する時間がないまま支援に入ることも問題です。とは言いながら、福祉の人材不足の中、専門的な知識を持って我が子の支援にあたった下さる職員がいればベストですが、高望みもできません。基本的には、人として自然に向き合っていたいただければと思います。

支援と言うと、「この人を何とかしなければ・・・」と思うことが多いと思います。確かに親も「何とかしたい」と真剣に思い、我が子と戦った時期もありました。しかし、そのことが反作用していくことが、長い付き合いの中で分かってきました。

職員には、当人が「なぜそうするのか、したいのか」を傍らで観察し、話も聞いてほしいのです。「これが分かる、これができる」ならば「このくらいは分かるはずだ」とは言えません。

理解できるのは、習慣によるもの・興味があるもの・好きなことくらいの範囲です。言葉や強い指示で伝えた際の「分かりました」は、真の理解ではなく、その場をやり過ごしたい気持ちから出る「返事」なのです。それらの様子をキーポイントにして、「今、この人は何を求め、どう感じているのか」を一緒に考えて、寝食を共にしてほしいのです。

知的に障害を持つ人たちはとてもデリケートです。「この職員は自分のことを好きか嫌いか」にはとても敏感です。このように書くと、グループホームでの生活は難しいと思われるかもしれませんが、共に生活をしていく中で信頼関係が生まれ、「この職員は頼りになる」と感じたときに、初めて「職員から当人に伝えられたこと」の理解が生まれるのだと思います。

親がいなくなったころには、その時の生活の場が「我が家」になり、日中活動の場との往復となることでしょう。その時に「ここが自分の家だ」と、楽しく感じられる場であってほしいと心から願います。

これが現在、自宅から通所している障害のある子を持つ多数の親の気持ちである、と保護者会の話し合いの中から出された意見をもとに発信いたします。

以上

氏 名	県連名
平山 昭利	兵 庫

まず、近年の福祉行政の変遷に、障がい者やそれに携わる関係者は翻弄されていることに、一言苦言を呈しておきます。ここでは、各家族会長から寄せられた意見の要旨を箇条書きに列記しておきます。

- (1) 利用者が生涯の施設として、安全に安心して楽しく生活できる支援とは、「生活介護」「入所施設」を一体的に運営する支援施設が必要。
- (2) 利用者、保護者の高齢化に伴い、施設とのコミュニケーションを図り、「生活施設」として「後見人制度」の確立が必要。
- (3) 利用者を中心にアットホーム(家庭的)な雰囲気を失うことのない配慮。
- (4) その人にできる可能性を引き出す(できる人には必要以上に手出しをしない)配慮。
- (5) 代弁者との連携(コミュニケーション)を密にとる配慮。
- (6) 余暇を大いに利用して、機能維持や回復のための心身・頭脳の訓練が必要。
- (7) ストレスを解消するため、職員(支援員)が“親”であり“リーダー”であり“友達”となって、接することが必要。
- (8) 時々、介護施設等での虐待事件が報道されるが、その反省の弁を聞くと、大半はストレスが原因であると言っている。ストレスに負けない人間関係と環境、待遇改善はもとより、初心の高邁な“志”を忘れず、感謝と喜びをもって業務に励んでほしい。
- (9) 意思決定力のない利用者は、何が最適なのか健常者(家族・保護者)には即答不可。施設や職員(支援員)に委ねるしかない。また、父母等の代りができているのか、疑問点を施設側に率直に意見できないのが現状ではないか。日常生活が把握できず不明な点があるので、様々な機会に研修会を設けて、学んでいく必要がある。
- (10) ある職員(支援員)が職員研修会に参加した感想レポートを全保護者に配布した。

「今回の研修では、対人援助の仕事をする上での基礎となる考え方や、知識・技術について学んできた。私たちは自立支援を目指して携わってきたわけですが、忙しい日常業務の中で、どれくらい意識して利用者に寄り添っているのか・・・? そういった振り返りができる良い機会であったと思います。利用者の方が自分の思う通り言葉や態度・行動で表現できる関係性が大事だと考えます。それが“信頼関係”です。利用者の方を理解し、利用者の視点で物事が進められるよう、利用者の話を聞くこと。(中略)利用者を理解し、常に主体者は利用者であるということを意識しながら、今後の支援に努めたい」と。

- 私の施設の中で、このような思いで利用者に接している支援員がいることをうれしく思う。
- (11) ある施設に妹が入所している関係で、保護者会会長に押された女性から、これを機会に福祉のことを勉強しました。すると妹が利用しているこの施設は、運営がよくできているのではないかと確信しました。それは施設の職員(支援員)が福祉のプロとしてのスキルが非常に高い。利用者の人権が守られ、明るく生き生きと暮らしている。今のところ非の打ちどころのない理想的な施設と思えて、大変幸運であった。半面、すべての障がい者が施設利用に恵まれないことに、行政上の措置を願わずにはいられない。

以上、貴重なさまざまなご意見を寄せていただきましたが、やや入所施設に重きが置かれている感があります。いずれも氷山の一角に過ぎない事柄で、今後幅広い議論が望まれます。今、最も深刻な問題は、高齢化が急速に進み、介護福祉が大きくクローズアップされています。そのほうに目が行きがちですが、本来の知的障がい者への関心を高め、ソフト面の根底をなすものは、「生命の尊厳」を第一義に考慮し、障がい者であっても一個の人間としての人格を尊重し、誰もが「あなたがいてくれてありがとう!」と言える感謝の念を持つ、そういう社会を築くことではないでしょうか。

以上

第2部発表者の意見要旨

氏 名	県連名
飯田 武夫	兵 庫

* 最適な食事方式

食堂は座卓式とテーブル椅子式を併用していて、それぞれ好みに応じて食事をとっています。が、老人ホーム等では高齢者が多いためかテーブル椅子式が多いようです。最適な食事方式は座卓式とテーブル式どちらが良いのか良くわかりません。他の支援施設を見学した時、全て座卓式を採用している施設もありました。最適な食事方式はどうあるべきか考えて見たいと思います。

* 浴室環境の整備

入浴は利用者にとっては、清潔感や疲労回復や安らぎが得られる最重要な設備であります。今後、年々高齢化する利用者の身体に適した半身浴、足湯、ミスト浴、個浴、機械浴等も選択する必要があります。広くかつゆつたりした浴室環境にするための改装や浴室の増設は、利用者が温泉気分で心身ともに満足感が得られる最適な生活の場となります。早急に実現できればと思っています。

* トイレ環境の整備

今後、高齢化する利用者にとっても便座の洋式化は利便性が向上するものですし、支援員の方達の排泄介護等が容易になります。又、汚染や悪臭等も軽減され清潔さが保たれ、快適な空間が実現できるものと言えます。トイレ環境の整備は重要課題といえます。

* 居室の個室化の推進

居室の個室化について、利用者としては安心感・充実感・安らぎを抱く快適な日常生活が送れる場所であることを、願い求めているものです。又、個室化については支援員の清掃作業等の負担軽減化のためにも洋室化(ベッド方式)が望まれます。将来的な重要課題として取り組むべきと考えます。

* 精神安定・安息室の必要性

家族会の日帰り外部研修会で他の支援施設を見学訪問した際、リラックスルームを設置されている施設を目の辺りにしました。我がホームでも利用者の情緒不安定状態は当然のこととして発生しており、将来的には設置の必要性を強く感じました。即時導入には無理がありますが検討に値するものと考えております。

* 各種感染症対策の促進

各種感染症が発症した場合、緊急処置として一時隔離が、最適な感染症伝染防止対策として必要と思われます。他施設ではどのような感染症伝染防止対策を取られているのか知りたいものです。是非、一時隔離室の新設を検討したいものです。

* 屋外グラウンドの有効活用

屋外グラウンドは、体力増進・健康維持のための野外活動(ストレッチ運動・遊び・休憩等)で体を動かす場としての利用や、車椅子使用の利用者に対して、日光浴や新鮮な外気に触れることにより安らぎを覚える場所とするべきです。又、支援員と利用者との楽しい心のふれあいの場としても利用でき、今後、様々な有効活用の方法を考えて見たいと考えております。

以上

氏 名	県連名
家田 信忠	岐 阜

施設がいいのか、家庭がいいのか？ 地域がいいのか、施設がいいのか？ 障害者団体等から批判的となる隔絶された場所の施設。それに類する施設（宿泊所）は健常者にも存在し、自分の目的達成のために自らそのような施設に行くことがある。お寺とかではない。スポーツ名門校の合宿所などがそうだ。

どのような生活の場がいいか？ 健常者と同様に考えるべきである。誰しも何かを得る代わりに何かは我慢する。本人とその周りとの協調・協力の中で、家族の仕事・家族構成・生活環境・家族全体の経済力を考慮して、みんな何かを得て、何かを我慢する。

その我慢を、物言えぬ良し悪しの判断ができにくい障害者に押付ける状況がよくない？ 地域で親・家族と一緒にいいというのは、過保護な親のエゴで、本当に障害者のためなのか？ 栄養管理が行き届き、無秩序な間食をしない施設にいる兄は、私より10歳上だが、採血等の検査結果は私よりよっぽど若い。

そこで、家族の人生観・価値観が、障害者のみに我慢を押し付けることになっていないかどうかを、冷静に判断する第三者が総合的に判断して、生活形態を決めるのがいい。

我慢など何もせず人生太く短く生きるか、節制を重ねて長生きするのか？ まずは、家族がその方向性に沿って障害者が一生涯生きていく環境を、整備することが大切だと思う。ただ、親以外の家族がいない場合、親亡き後の年老いた障害者の生活を考えると、入所施設は必要だと思う。

その入所施設の条件は、健常者の老後と同じである。バリアフリーであること。24時間その人の特性にあった形でのケアが受けられること。それはいわゆる障害者区分にもとづく〇対〇の職員配置ではない。その人の障害特性にあった職員配置である。家族が24時間いつでも会いに行けること（もちろん、非常識な時間の非常識な訪問は排除して）。いつでもその時の状況にあった専門医の診察を受けられること（通院支援も含めて）。自宅で看取りを受けるがごとくターミナルケアが受けられること。そして、最後に必要があれば、障害者の弔いができる施設があること。この辺が健常者の施設と少し違う。

あるべき生活の場を考えると、それは健常者の一生涯を考えたものの延長線上にあり、その選択に障害者だから・・・という思いを排除して、どういう環境がその人が一生涯安定して暮らせるのか、家族の思いを汲みつつ、また、家族の予断を排除してコーディネートできる専門家の育成が、障害者の安定した生活を作り上げるものだと思う。そして、そこで考えられた場こそ、その障害者にとってもっともよい生活の場ではないか？

以上

氏 名	県連名
岡本 保博	大 分

1 生活棟建屋

(1) 構造・設備

- ① 建屋は耐震構造で、バリアフリー化されていること。
- ② 食堂・居間・集会室には、スプリンクラーおよび空気清浄機が設置されていること。

(2) 間取り

- ① 居室は個室であり、通常の私物の持ち込みは自由であること。
必要に応じ、特殊ベッドを設置すること。
- ② 浴室は男女別に設置されており、利用者数に応じた広さを有していること。
入浴介助機器設置の必要性到来の場合は、別途小浴室を設けること。
- ③ トイレは男女別に設置されており、ペーパーは容易に取り外せない工夫がなされていること。
- ④ 余暇娯楽室・余暇静寂室が設けられていること。
障害の多様性・ライフステージに応じて必要。

2 活動棟

- ①陶芸 ②木工 ③農園芸 ④手芸 ⑤箱折り ⑥クラブ活動 ⑦その他

3 運動場（広場）

屋外での軽い運動・散歩・日光浴等

4 体育館

屋内運動・クラブ活動・集会場

5 ターミナルケア棟（看取り棟）の建設：利用者の協力

6 共同墓地の設置：家族会・利用者の協力

以上

氏 名	県連名
佐々木哲彌	神奈川

- 1 知的障害者は、一人ひとり障害程度も異なり障害の質も異なる。多くは強いこだわりを持ち、感性的には健常者の数倍も鋭い場合がある。最適な生活の場は一人ひとりの多様性を考慮し、精神面と身体面の両面で最適であるか否かを検討しなければならない。
- 2 ハード面(建物・設備)の基本的条件を考える場合、障害者のサポート体制とパーソナルプラン抜きにしては論じられない。障害者支援拠点が1つで定員数が多い場合(入所施設等)と少ない場合(グループホームや障害者総合支援法によりケアホームから移行したグループホーム等)、また、日中活動のための施設(就労主体の施設と就労がない施設等)など目的や規模により建物施設は一様ではない。しかし、基本的には建築基準法や消防法等関連法令で定められた最低の基準を確保することは必須ではあるが、これもサテライト型とする事で要件見直しや規制緩和が可能であるなら考慮するに値すると思われる。
- 3 障害者側から見た場合、施設には新しい施設もあれば古い施設もあり、健常者なら多くは新しい施設が好ましいと考えがちであるが、障害者の独特な感受性には多様性があり、必ずしも健常者と同じ結果とはならない。新しさと古さに対する感受性より、ある種のこだわりによる別の対象に対する感受性が強い場合、健常者と逆の方を選択するような例は少なくない。2人部屋より1人部屋を好む傾向が多くみられる事から、最近では個室にする事例が多いが、これが最適かどうかは支援体制(ソフト面)との兼ね合いで精査が必要である。
- 4 障害者を支援する側から見た場合、入所施設、グループホーム、通所施設等における生活支援、日中活動支援、就労支援、送迎支援、食事提供支援、入浴支援等多くの支援項目があるが、いずれも人員数は法で定められており過剰に配置することは難しく、ギリギリの支援員により運用されている場合が多い。支援員から見た場合、できる限り目の届きやすい構造の建物が望ましく、障害者の希望と相反することも珍しい事ではない。
- 5 障害者の「最適な生活の場」とは、障害者は一人で生活できないため、障害者と支援員が程よくコミュニケーションがとれた中で支援を受ける事により、一人の人間として安全に生活が営めると考えられる。そうであるなら、障害者の最適な生活の場を作るためには、清潔で便利、明るい光が入り安全な建物である事は最低の条件ではあるが、何よりも障害者を支援する支援員が最も効率的に省力的に支援する事ができる建物設備にする事であると思われる。そうする事により、支援員に時間的、精神的余裕が生まれ、より一歩障害者の心に踏み込んで、根気よく支援する事が可能となり、その結果、障害者は充実した安全で安心できる生活の場を得ることができるのではないかと考えられる。

以上

氏 名	県連名
富田 重幸	北海道

最適な生活の場はどのようにあるべきかという課題を考えると、ハード面とかソフト面とかに問題を特定して答えを出すことは、不可能でありまた適切とは言えない。

知的障害者の「生活の場」と言うとき、自宅・入所施設・グループホーム・その他の場所と、様々な場が考えられるが、どの場所が本人にとって最適なのかという問題が提起される。それは、本人を取り巻く時点や条件によって、最適の場は異なるかもしれないし同じかもしれない。

要は、本人が自由に選択できる場があるかどうかが重要だと思う。仮に、いろいろな場が提供された場合、本人が自己決定できるときはその選択権を行使して、自分が最も暮らしやすいと思える場を選べばよいが、本人がその意思を的確に表現することができない、または伝えることができない場合は、親とか、行政とか、成年後見人とか、相談支援員とかが、夫々の役割に応じて「これが本人にとって一番良いかもしれない」という考えのもとに選択されることになる。これまで「生活の場」の選択肢があまりにも乏しかったために、あるいは入所施設以外の地域生活の場における支援の質が、あまりにも脆弱だったために、その代行的な選択でやむをえなかったのではないだろうか。

昨年、わが国でも国連の障害者権利条約が批准され、それに伴って国内法も整備されつつある中で、地域における相談支援体制・居住支援体制も少しずつ充実され、現在入所施設にいる本人にとっても、地域生活は「最適な生活の場」の大きな選択肢となってきた。このように選択肢が広がってきたことは大変喜ばしいことである。しかし、それはまだまだ手放しで喜べるほど、また、入所利用者が懂れるほど地域居住環境が、その支援の質を含めて充実したものになっているわけではない。今大事なことは、入所施設およびあらゆる地域居住環境を充実させ、「最適な生活の場」となる選択肢を広げることである。

知的障害者本人の幸福追求権は、文化的生活を営む権利とともに、ますます尊重されていかなければならないし、拡大していかなければならない。この権利は、入所施設・グループホーム・その他の居住環境においても平等に保障されなければならない。

入所している本人の思いを考察してみたときに、自宅に帰って親や兄弟とともに、元気で一定のゆとりをもって一緒に暮らし、親や兄弟は、本人の生まれたときからの性格や性質を知り尽くし、その仕草を見ただけで、本人が何も言わなくても本人の望みや要求を知り、その実現のために一生懸命努力してくれる。また、それが不可能であり困難である場合も、一緒に残念がったり苦しんでくれる。そんな家族的な暮らしを望んでいるのではないと思う。生活スタイルについても、入所施設のようなスケジュールに管理されたものではなく、もっと自由に外出ができ、もっと自由に食事を選べ、もっと自由に寝たり起きたり、文化的な楽しみを享受できたりすることを望んでいると思う。でも、それは安全と安心を減少させ、リスクを増やすことにつながるのが、日本の福祉の現状であることも事実である。

ここで最大の課題は、本人の自己選択権と自由を拡大することは、素晴らしいことであると同時にリスクを伴い、一旦事故が発生したときは、本人の責任ではなく施設や支援員の責任になるということである。福祉先進国では、本人の自由を拡大する代わりに、リスクも負うという考え方になっていると聞く、日本ではそこまでの自己責任の考え方はまだない。それは、本人支援の在り方がまだ不十分であるからに他ならない。24時間にわたって十分に支援が尽くされているなら、支援の責任は問えないのは当然であると思う。

「最適な生活の場」とは、本人の自由な活動権利が発揚できる生活の場である。そこが入所施設であれ、グループホームであれ場所は問わない。高齢化すればするほど親はこの世に別れを告げ、兄弟もそれぞれ別の生活があり、本人の生活を包み込んでやることはできなくなる。親兄弟の望みは、本人がどんな生活の場で暮らすことになるにせよ、本人が最も幸福だと思うような生き方ができる生活の場を実現することである。

以上

全施連第11回全国大会 大会決議文(案)

我々は、全施連第11回全国大会 in 神奈川において、障害者権利条約で保証されている障害者の人権や安心・安全な生活が守られる法律や仕組みの制定を求め、引き続き次のとおり活動することを決議する。

1. 知的障害のある人たちが、その生涯を通じて、安全かつ安心な生活の場を選択できる仕組みを実現する活動

知的障害のある人たちの「あるべき生活の場」については、それぞれの人の生涯を視野に入れ、かつ、本人の希望と選択を最大限尊重する仕組みを構築すべきである。

そのためには、必要とする支援の質・量の確保、十分な所得保障や住宅手当の充実等を図るとともに、自宅、グループホームへの訪問生活支援制度を実施し、住みたいところに住むことができることを保障すべきである。そして国は、これらの取組が不十分なまま、理念先行による地域生活移行を行うべきではない。

我々は、この考え方のもとに、「あるべき生活の場」作りの実現に向けた提言の具現化を、国および社会に訴える活動を継続する。

2. 知的障害のある人たちへの支援は、個々人の障害特性と支援の必要性にもとづいて行われることを求める活動

利用者支援の方式を、現在の事業者が市町村からの委託費によって支援する現金給付方式から現物給付方式に変更すること。また、障害支援区分にもとづく障害程度の認定と支給決定の仕組みを廃止し、個々人の障害特性および支援の必要性にもとづいて、支援が受けられる仕組みがあるべき姿である。

我々は、このような考え方のもとに、障害者総合支援法に代わる総合福祉法の制定を求める活動に、引き続き取り組んで行く。

3. 障害のある人たちの福祉の向上に、志を同じくする障害団体との連携を深める活動

障害のある人たちの福祉のあるべき姿は、それぞれの人の障害特性や生活様式さらにはライフステージに応じて、必要・十分な支援が行われることである。

我々は、この志を同じくする他の障害団体との連携を深め、障害のある人たちの「生涯を見据えた福祉の向上」を、共に目指す活動を進める。

平成27年10月21日

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

賛助いただいた皆様（敬称略）

本大会の趣旨に賛同し、ご支援いただきました神奈川県内の法人・施設ならびに関係団体の皆様は以下のとおりです。

社会福祉法人横浜共生会 花みずき

社会福祉法人すぎな会 すぎな会愛育寮 すぎなの郷 デイセンターつくし

社会福祉法人恵和 恵和青年寮 恵和館 えみ やまぼうし 恵和めぐみ

恵和やわらぎ

社会福祉法人三篠会 みずさわ

社会福祉法人かながわ共同会 秦野精華園 厚木精華園 愛名やまゆり園

津久井やまゆり園

社会福祉法人野百合会 野百合園

社会福祉法人白根学園

社会福祉法人であいの会 ソイル栄 であい

社会福祉法人紅梅会 紅梅学園

社会福祉法人浄泉会 やまばと学園

社会福祉法人愛の森 愛の森学園

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 川崎市柿生学園

社会福祉法人聖音会 さがみ野ホーム 綾瀬ホーム

社会福祉法人素心会 素心学院

社会福祉法人唐池学園 貴志園

社会福祉法人星谷会 星谷学園

社会福祉法人清和会 三浦しらとり園

社会福祉法人悠々倶楽部 ライフステージ・悠トピア

神奈川県知的障害施設団体連合会

以上

全施連役員名簿

No.	役 職	氏 名	所 属 県 連 等
1	理 事 長	由岐 透	兵庫県知的障害者施設家族会連合会
2	副理事長	岩本 邦雄	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会
3	同	南 守	高知県知的障害者施設家族会連合会
4	同	石川 誼	北海道知的障がい児・者家族会連合会
5	理 事	加入各都道府県連代表者(次ページの理事名簿参照)	
6	監 事	伊藤 憲一	三重県知的障害者施設保護者会連合会
7	同	岡崎 茂喜	島根県知的障害者施設保護者会連合会
8	顧 問	福田 和臣	愛心園企画室
9	同	田中 幹夫	弁護士
10	同	小賀 久	北九州大学文学部教授
11	同	宗澤 忠雄	埼玉大学教育学部准教授
12	同	伊藤 周平	鹿児島大学法科大学院教授
13	同	小坂 孫次	たんぽぽ福祉会
14	同	西村 孝志	西条学園
15	同	榊原 典俊	青葉仁会
16	同	桜田 星宏	虹のいえ
17	同	村井 公道	佐賀西部コロニー
18	同	山下 更生	東京多摩学園

全施連理事(都道府県連代表者)名簿

No	都道府県	氏 名	団 体 名
1	北海道	石川 誼	北海道知的障がい児・者家族会連合会
2	宮 城	大野真知子	宮城県知的障害者施設親の会連合会
3	秋 田	田川 忠男	全国知的障害者施設家族会連合会秋田支部
4	栃 木	河内 弘行	栃木県知的障害児(者)施設保護者会連絡協議会
5	群 馬	田村 照代	群馬県知的障害者施設保護者会連絡協議会
6	埼 玉	小山 昭三	埼玉県知的障害者入所施設家族会連合会
7	千 葉	奥澤 時宗	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会
8	東 京	斉藤 隆夫	東京都知的障害者施設家族会等連合会
9	神奈川	岩本 邦雄	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会
10	愛 知	助川 道教	愛知県知的障害者施設家族会連合会
11	岐 阜	杉浦 克彦	岐阜県知的障害者施設家族会連合会
12	三 重	伊藤 憲一	三重県知的障害者施設保護者会連合会
13	兵 庫	由岐 透	兵庫県知的障害者施設家族会連合会
14	和歌山	堀内 正次	和歌山県障害児者施設家族会連合会
15	島 根	岡崎 茂喜	島根県知的障害者施設保護者会連合会
16	山 口	三名木 晟	山口県知的障害者施設家族会連合会
17	愛 媛	菅野 仁美	愛媛県知的障害者施設家族会連合会
18	高 知	山本 純史	高知県知的障害者施設家族会連合会
19	福 岡	八木トミエ	福岡県知的障害者施設保護者会連合会
20	佐 賀	西田 修	佐賀県知的障害者施設保護者会連合会
21	長 崎	廣川 英雄	長崎県知的障害者施設家族会連合会
22	熊 本	渡辺 民雄	熊本県知的障害者施設家族会連合会
23	大 分	上蘭 哲郎	大分県知的障害者施設家族会連合会
24	宮 崎	国元 正紘	宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会
25	鹿児島	兼廣 倫生	鹿児島県知的障害者施設家族会連合会

全施連協賛会員名簿

No.	都道府県	氏 名	施 設 名 等
1	秋 田	田川 忠男	虹のいえ さくら園
2	東 京	斉藤 隆夫	東京多摩学園
3	茨 城	是枝 薫	
4	埼 玉	菊池 謙一	埼玉県立嵐山郷保護者会
5	同	櫻井 秀紀	報恩施設・みどり保護者会
6	同	麩沢 稔	
7	同	澤村 學	
8	同	大沢 利重	
9	山 梨	大野 友春	社会福祉法人園樹会・向徳舎保護者会
10	新 潟	田中 正	かきのみ園
11	同	東城 昌子	太陽の村保護者会
12	石 川	——	社会福祉法人つばさの会
13	岐 阜	篠田 憲三	ひまわりの丘第二学園育成会
14	京 都	伊佐 明子	
15	兵 庫	福田 和臣	愛心園
16	同	岡本 鈴代	
17	同	濱本さとみ	
18	大 阪	三尾興太郎	利長の郷家族会
19	同	岸上ゆかり	
20	同	鳥羽 幹雄	
21	広 島	澤山 勝治	大日学園保護者会
22	高 知	南 守・幸子	高知市春野町
23	徳 島	——	まゆやま学苑保護者会
24	沖 縄	東恩納清福	沖縄県那覇市

【資料 1】

◆ 一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会について ◆

★ 組 織

- ・ 知的障害者施設にある家族会等が、都道府県単位に連合会を組織する。
- ・ その都道県連合(以下「県連」と言う。)が会員となり、全国規模の団体(以下「会」という。)を組織する。

★ 目 的

会は、全ての知的障害者施設を利用する人たちの福祉の向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的とする。

★ 理 念

◆ 会としてすべきこと(会の憲章)

- 1 会は、我が子らの幸せを追求する。そして、我が子らの幸せを侵害するあらゆるものに対し、全力を挙げて立ち向かう。
- 2 会は、知的障害者(児)の全ての親や家族が、手を取り合うことの重要性を認識する。
- 3 会は、もの言えぬ我が子らに代わって、正しい意見を言う。

◆ 原則(会のルール)

- 1 異なる意見は互いに尊重し、決して争わないこと。異なる意見とは、知的障害者(児)の幸せの姿の違いであり、争うことではないと理解し、議論を尽くすこと。
- 2 親個人がいかなる主義主張があっても、知的障害者(児)の幸せを追求する運動に参加する者は、党派や信条にとらわれないこと。
- 3 施設は、知的障害者(児)の人生を豊かにするために存在するものであり、施設職員や一般社会の人々とは、互いに立場を尊重し協力関係にあること。
- 4 よく話し合い、勉強し合い、知り得たことはみんなで共有すること。

★ これまでのあゆみ

平成 17 年 9 月 全国組織設立総会を京都で開催 (11 県・40 人参加)。

平成 18 年 10 月 第 2 回全国大会を熊本で開催 (18 県連・57 人参加)。

平成 19 年 9 月 第 3 回全国大会を松山で開催 (21 県連・141 人参加)。

平成 20 年 9 月 第 4 回全国大会を静岡で開催 (22 県連・253 人参加)。

11 月 ・「障害者自立支援法の抜本的見直しをさらに進める緊急集会」開催 (7,000 人参加。全施連からは 1,000 人)。

・「障害者が者自立支援法の廃止を求める署名」43 万人分を議員会館で引き渡し。

12 月～21 年 5 月 「入所施設の存続を求める請願署名」8 万人集める。

平成 21 年 5 月～障害者自立支援法に係る各種の取り組みを展開。
 9 月 第 5 回全国大会を松江で開催（21 県連・230 人参加）。
 平成 22 年 9 月 第 6 回全国大会を神戸で開催（32 県連・692 人参加）。
 12 月 全施連顧問団設立
 その他、各種の要望書等を厚生労働省等に提出。
 平成 23 年 9 月 第 7 回全国大会を千葉で開催（32 県連・651 人参加）。
 その他、「障害者総合支援法に関する要望書」を民主党・自
 民党に提出。
 平成 24 年 8 月 「新しい生活施設の在り方に関する提言」を策定。
 10 月 第 8 回全国大会を大分で開催（25 県連・511 人参加）。
 平成 25 年 3 月 厚生労働省・有志の会との意見交換会開催（50 人参加）。
 10 月 第 9 回全国大会を札幌で開催（26 県連・634 人参加）。
 平成 26 年 10 月 第 10 回全国大会を豊橋で開催（22 県連・460 人参加）。

★ 所在地等

〒650-0016 神戸市中央区橋通 3-4-1
 神戸市立総合福祉センター2F
 神戸市知的障害者施設家族会連合会 内
 ☎：078-371-3930 ・ FAX：078-371-3931
 e-mail：h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

以上

【資料 2】

新しい生活施設の在り方に関する提言

「家族が求める生活のあり方」

～ 親の想いを社会にとどけたい ～

【前 文】

私たち全国的障害者施設家族会連合会（以下、全施連）は、障がいのある人のための多様な居住形態の一つとして、新しい生活施設の設置を求めるものであり、そのあり方についてここに提言する。

障がいのある人の権利を実現するための、国連を中心とする国際的気運は時を経るごとに高まりを見せ、特に 1981 年の国際障害者年を契機として、ノーマライゼーション思想がわが国でも展開された。障がいのある人を忌避し、地域社会から隔離する手法として位置づいてきた施設収容という非人間的施策を、批判的に吟味する契機を与えてくれた点で、この思想は多大な成果をもたらした。しかしながら同時に、生活施設を全否定するという副産物をもたらすことともなった。一部の身体障がいのある人によって行われた、生活施設は障がいのある人の自由な意思と行動をはく奪する、存在悪であるという指摘はその代表的なものである。このノーマライゼーション思想を実現する手法として展開されたのがインテグレーション（統合）であったために、生活施設がこれまでに果たしてきた役割は、過不足なく評価されず一方的に否定され、障がいのない人との場の共有のみが形式的に最優先された。いつの間にか“地域こそが理想郷”とされてきたのである。

しかし「重荷」となっていた障がいのある人が生活施設を利用し、そこでの実践を通して誰の目から見ても発達的に変化したという事実によって、家族の主体を形成する契機となり、なくてはならない家族の一員として位置づけ直されていくことも事実として多くあるのだ。実はそこにこそ施設福祉の意義が存在するのである。北欧がそうであるように、今後、日本の生活施設にも、豊かな選択肢が用意され、大規模施設は自由が利くように小規模化され、地域に開かれていくという方向性が打ち出されていかなければならない。特に重度の知的障がいのある人が人権を守られ、安心安全に暮らしの営みを築くことができる条件は、地域には整備されていない。ノーマライゼーションの実現は、生活施設も含めた豊かな選択肢をどれほど地域の中に用意できるのかにかかっているのである。

わが国のノーマライゼーション思想の理解の仕方は、場の共有のみに力点が置かれ、そのために、障害の種別や状態、特性を考慮した暮らしのあり方に関わって、障がいのある人のノーマルな生活とは何かを十分に吟味するプロセスが奪われてきた。障がいのない人の暮らし方の中に、障がいのある人のそれを統合させることが最優先課題とされてきたのである。それによって重度の知的障がいのある人の暮らしに混乱や問題が生じるなどとは疑いもしない認識に、障がいのある当事者も、私たち保護者も困惑し翻弄されたのである。

こうしたノーマライゼーション思想の表層的理解は、わが国の障害福祉政策に混乱をも

たらしたと指摘せざるを得ない。何よりも生活施設に人間的な暮らしを築くための、国家的努力を放棄したのだと指摘せざるを得ないのである。

ノーマライゼーション思想発祥の国デンマークにさえ、今も生活施設が存在する。わが国と決定的に異なる点は、旧態然とした貧相な施設を維持させるのではなく、居住形態の発展的変更や施設開放による地域住民との交流に取り組んでいることにある。ノーマライゼーション思想を、障がいのある人の“施設から地域への移行”や、障がいのある人となない人の“場の共有・統合”という狭隘なものとして誤解してはならない。ノーマライゼーション思想は“その人らしさの保障”という包括的な概念として理解されなければならないのである。

わたしたち全施連は、障害者の隔離政策の主翼を担った旧態然とした“収容”のイメージを色濃く残した生活施設を維持させることについては反対である。施設福祉対策中心であった戦後日本の障害者支援策は、最低基準が最高の基準となってしまう低劣な補助金制度の下で運営されてきた経緯がある。

一方的に障がいのある人の暮らしのあり方を決めつけてしまう施策は間違いである。障がいのある当事者の選択する権利を軸にして、家族、関係者が共感し納得できる暮らしの場の選択肢が多様であることが重要であり、多様で充実した選択肢を提供することこそが、国と地方公共団体の役割である。

私たちの主張は“施設も地域も”併存させよということではない。生活施設の施設設備や機能を地域生活の拠点とすべく開放し、生活施設を地域生活の一形態として共存させよということである。

障害のある人の地域生活における自立は、当事者の必要に応えうる多様な社会資源と支援サービスの社会的保障によって成立することはいうまでもない。ここに、「利用者こそ主人公（＝利用者主体の原則）」の魂を宿らせるには、個別サービスの利用過程（利用に至る手続きの過程を含む）、サービス提供事業所の運営過程、および障害者施策の決定過程のすべてに、当事者・住民・事業者の参画が保障されなければならない。参画の保障範囲を狭く当事者に限定しない意味は、地域で「ともに生きる」内実をこれらの全過程で創造すべきだからである。

以下、わたしたちの提言を述べるので、十分にご検討いただき、実現のための施策を可及的速やかに具体化していただきたい。

【理 念】

人間の尊厳（その人が人として生まれてきたから尊い）が重んじられ、誰もがその人らしい生き方を国が責任をもって守る仕組みの追求

その人らしい暮らしとは、「どのような場に居ようとも人間としての権利や尊厳が平等に保障されること」であり、知的障害のある人の特性を理解し、支援を得ながら自己選択・自己決定（以下、「意思決定」）の実現ができる暮らしである。

障害者自立支援法（以下、「自立支援法」）や総合福祉部会の『障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言―新法の制定を目指して―（以下、「骨格提言」）』が言う「障害のある人も家庭や地域で、ともに生活できる社会づくり」でもない。なぜなら、この意味は、家庭を作り営むことができ、人間関係を構築できる人たちを前提にしており、多くの知

的障害のある人はいくら社会が変化したとしても、自ら家庭を作り営む事が困難な上に、近隣の人との関係を持つことが不得意である。つまり、制度が充実し社会が成熟したとしても「地域」で「共に生活」ができ難い多くの知的障害のある人がいることを直視することから論じなければならない。

自立支援法が施行されるまで、本質的な問題点を理解できなかった私たちは、自立支援法を契機として、いま、日本の障害者福祉から何を気づき、何を学んだかが問われている。自立支援法は財政の軽減化、骨格提言は障害者権利条約19条a等の思想性と違いはあるものの、共通する「地域移行」という用語によって、生活を支える重要な社会資源であり、現状では地域の中に位置づいている生活施設がさも地域にはなり得ないかのような流れを作り、また、どこで暮らすかは本人の意思決定によるとしながらも、生活施設での暮らしとそこに住まう当事者の権利を否定している矛盾がある。

国の地域移行という施策で、当事者やその家族の意思決定を無視して施設から出すことは人権侵害であり、一方、個人と環境の相互作用によって起きる社会的障壁を障害と定義し、合理的配慮の欠如が差別だというなら、無策に環境の整わない「地域移行」を勧めることは差別だと言える。私たちは、この「地域」「共に生活」といった曖昧な概念に惑わされない。

国家財政の軽量化を目指す生活施設削減策である「地域移行」が精鋭化すればするほど、生活施設利用者は屈辱的で差別的な扱いを受けることにつながってきている。このことに合理的配慮を欠いた骨格提言の崇高な理念自体も疑わざるを得ない。どこで暮らすかではなく、人間の尊厳や意思決定を重んじる人に囲まれながら、その人らしく暮らせるか否かが重要なことである。

私たちは、価値観を同じくする人たちとの新しい暮らしがありうると考えており、知的障害の特性を見失うことのない支援者と共に暮らすという生活施設を追求していく。

【求めている暮らしの姿】

知的障害のある人が生涯を通じ24時間切れ目のない一貫した支援を受けられ、安心して、快適に、そして共に暮らせるしくみを構築すること

知的障害のある人はその障害の状態にかかわらず、本人主体とする24時間365日切れ目のない一貫した支援が必要である。一貫した支援とは限られた生活空間で行われることを指すのではなく、本人主体の幅広い生活空間で行われる活動の支援が安全に配慮されたものであることである。安全な暮らしのための配慮が必要な知的障害のある人には命の安全と健康保持、更に衛生面での配慮を保障したものでなければならない。

具体的には、

① 家族の絆を知的障害のある人の暮らしの中に確立する

血縁、地縁など様々な縁で繋がっていた社会が崩れ、知的障害のある人の餓死を始めとする無縁死、孤独死、孤立死が日々報道されている。無縁社会が進むにつれて知的障害のある人が安心して暮らせる場所がなくなってきている。

今日まで、多くの知的障害のある人が誰に看取られ、どこで亡くなっているのかが不明であることから、家族に看取られた人はごく少数であることは容易に推察できる。

そうならないために、生活施設を中心とした新しい家族縁で結ばれた絆を作りたい。

知的障害のある人の「家族が将来をとおして安心できる我が子らの新しい家族・家庭造り」の支援、また、その家族の人権も大切にする支援ができる人々が必要。

② 利用者主体の支援の仕組みを作る

知的障害のある人の生涯の支援を商品化（自立支援法の障害者福祉サービスがほぼ該当）して、売買の対象とする福祉ビジネスは強く否定する。その人をその人としてありのまま理解し、我がこととしてできる職員による下記の支援及び考え方が必要である。

- ・ 人の生涯をとおしての支援の大事さ。短期間は無論のこと長期間の病気療養（いわゆる自宅療養）、引きこもり、高齢化そして看取りまでなどの見通を持った暮らしの支援。

- ・ 利用者主体を保持する知的障害のある人における意思決定とは、本人と家族を含めたチームとして支える協働選択・協働決定（以下、「協働決定」）の支援。

ここで言う協働決定とは、何（どちら）を着るか、何（どちら）を食べるかなどの日常生活上で行われることも含めた人格権を指しており、それは最大限尊重されるべきことである。

知的障害のある人の協働決定については最善の利益を組み合わせることができ、それを国及び地方公共団体は守らねばならない。

③ 利用者主体と契約は結び付かない

健康で文化的な生活を送るための人格権が、障害福祉サービスを選択（意思決定）する選択権に置き換えられ、司法上、責任能力を持たないと言われる知的障害のある人が契約を行うことになる。

その契約は、障害程度区分による障害福祉サービスの制限と共に民である知的障害のある人と民である障害福祉サービス事業所とで結ぶ所謂「民々契約」と言われるものである。これは、知的障害のある人にとっては、国や地方公共団体が障害福祉サービスに要する費用の支給をする責任にとどまり、人格権保障の責任回避につながっている。

④ 知的障害のある人の自立とは一人の人間として尊厳を持って生きることである

- ・ 知的障害のある人の自立とは、「自分の糧は自分で稼ぎ、人に迷惑をかけないで生きる」ことではない。

どんなに濃密な支援を受けていても一人の人間として尊厳を持って生きていくことである

- ・ その人格権の保障に必要な支援に要する費用は、全額公が賄うべきである。なぜなら、人格権の保障に要する費用であるためである

⑤ あらゆる社会参加の機会が重要である

- ・ 知的障害の状態によっては、働くことを賃金を得る目的にするのではなく、社会参加の機会と捉え、障害の状態や特性に合わせて本人主体の「働く（社会参加）」と考えることが大切である。
- ・ 知的障害のある人の支援は、日単位、昼夜単位、時間単位の時間的に分けられた支援でなく、必要なときに必要な支援が得られる仕組みが必要である

【 提言 新しい生活の場としての生活施設を新設する 】

家族を自らが作れない多くの知的障害のある人が家族縁で結ばれ、安心して快適に暮らせる生活施設を新設すること

我々が求める生活施設は、旧法でいう入所更生施設でも入所授産施設でもなく、新事業

体系でいう昼夜分離の障害者支援施設でもない。

地域に存在し生涯を通じて家族縁で結ばれた人たちに囲まれ、安心して快適に暮らせる家としての生活施設である。器の大小、人数の多寡はさほどの問題ではなく、「同じ釜の飯を喰べ、同じ屋根の下で暮らし、喜びも悲しみも分かち合う」という家族的な人間関係が重要である。

- ① 生涯にわたって快適で安心した暮らしを営むことのできる家として位置づけた継続的で一貫した支援を享受できる住まいであること。

- ② 人たるに値する現代的生活水準であること。

- ③ この住まいは、生涯にわたる暮らしの場であるにふさわしく、家庭的な慈しみ合いと支え合いに溢れる間柄を柱とするものであること。

- ④ 住環境を考えると、それは単に器の大小や人数の多寡ではなく、支援の充実度、安全性、快適性、友人、隣人等々の暮らしに必要な様々な条件が加味されなければならない。

- ⑤ ショートステイやレスパイトケアへのニーズに応える地域福祉の中核的な社会資源として、その求めに即応できること。

- ⑥ 施設周辺に、地域社会の協働・交流に資する社会資源として、児童公園、公民館、児童館等を必ず設置し、近隣者と施設利用者が自然に交わることによって、社会の一員として尊重しあえる間柄を創出する拠点とすること。

- ⑦ 生活施設を障害者にふさわしい環境として生涯にわたり住まう場所として、国及び地方公共団体は保障すべきであること。

- ⑧ 看取りの場としての生活施設の役割

終末期を共に生活し慣れ親しんだ人たちに看取られることができる生活の場として位置づけること。

【 国家責任について 】

国家責任として障害者にかかる費用は、全額国が負担すべきであり、また、偶然障害を持たなかった国民は、障害者を税金で支援する理解が必要であることを説明する責任があること

国・都道府県及び実施主体の市町村責任が支援費用の給付に留まる現金給付制度は、知的障害のある人の生涯にわたる支援に大きな不安を引き起こしている。国及び地方公共団体は支援という現物の給付を行い、支援に対して全面的な責任を負うと同時に、このことについて国民の理解を求める責務を負うこと。

以上



洗練された価値ある時間をお過ごしください。

ローズ ホテル 横浜
横浜市中区山下町 77 (横浜中華街)
TEL. 045-681-3311 (代)
みなとみらい線 元町・中華街駅 2 番出口 より 徒歩 1 分



《羽田空港行き》直通バス運行開始 横浜中華街から羽田空港へのアクセスがますます便利に
www.rosehotelyokohama.com

私たちは「人と人との出会い」と
そこから生まれる「コミュニケーション」を大切にし、
心豊かな社会の発展に貢献します。



さわやかな旅たち
名鉄観光
<http://www.mwt.co.jp/>

知的障害児者と自閉症児者のための 総合補償制度

「生活サポート総合補償制度」



AIUの普通傷害保険

「生活サポート総合補償制度」の

ご案内

AIUの普通傷害保険
知的障害者等福祉団体傷害保険特約
地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気やケガまたはその検査のため
入院をしたときの補償

入院給付金

※補償期間中に開始した入院が3日を超過した場合、4日目以降から
次の日額金をお支払いします。

付添介護保険金 (傷害疾病付添介護保険金)	付添介護を受けた日 1日につき 8,000円 (補償期間中30日限度)
差額ベッド費用 (傷害疾病入院時差額 ベッド費用保険金)	差額ベッド代が生じた日 1日につき 3,000円 (補償期間中30日限度)
入院諸費用 (傷害疾病入院諸費用保険金)	入院1日 につき 1,000円 (補償期間中30日限度)
入院一時金 (傷害疾病入院一時金)	1入院につき 5,000円

・当制度に補償期間の途中で加入された場合、前記による入院については
加入日(補償開始日)よりその日を合せて30日を超過した日の翌日以降に
開始した翌日4日以上の入院からお支払いの対象となります。
・入院一時金は、付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用のいずれかの支
払い日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。
・入院一時金の給付は1回限りです。

ケガをしたときの補償

地震・噴火・津波によるケガも
補償対象になります。

**死亡・後遺障害
入院・通院・手術 各保険金**

ケガによる死亡 (死亡保険金)	10万円
ケガによる 後遺障害 (後遺障害保険金)	後遺障害の程度に応じて 4千円～10万円
ケガによる入院 (入院保険金)	1日 3,000円 (事故の日から180日限度)
ケガによる通院 (通院保険金)	1日 2,000円 (事故の日から180日以内の90日限度)
ケガによる手術 (手術保険金)	30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外) 事故の日からその日を合せて180日以内に受けた 手術の手術費1手術につき1万の手術に基きます。

個人賠償責任保険金

日常生活に備え必要な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を
与えて法律上の賠償責任を負った場合に何回金をお支払いします。
他人への損害賠償
1事故 **1億円限度**
(個人・建物)

葬祭費用保険金(疾病葬祭費用保険金)

被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補
償期間中または補償期間の終了日から50日以内
に葬祭が行われた場合に、遺族の方が実際に
負担した葬祭費用をお支払いします。
10万円限度

【被保険者(補償の対象者)】 知的障害児者または自閉症児者が ご加入できます。	【保険期間(保険のご契約期間)】 毎年4月1日から1年間	【掛金(保険料)】 17,000円(保険料:14,810円) ※掛金は保険料と手数料の合計です。
---	---------------------------------	--

このご案内は保険の概要を説明したものです。詳細は取扱代理店にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照く
ださい。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意事項・補償)を必ずお読みください。
引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

保険のお問合せはこちら

取扱代理店
株式会社ジェイアイシー
〒160-0023
東京都港区西新橋3-2-11
新橋三井ビル2F
TEL: 03-213-1118
受付時間: 土・日・祝日・年末年始を除く9:00~17:00
<http://www.jaic.co.jp>

引受保険会社
AIU損害保険株式会社 東京第二支店
〒163-0814
東京都港区西新橋2-4-1 新橋NSビル4階
TEL: 03-6894-8110
受付時間: 二・四・六日・年末年始を除く9:00~17:00
<http://www.aiu.co.jp>

ご加入のお問合せはこちら

神奈川県のお問合せ先は
やまゆり知的障害児者生活サポート協会へ
〒221-0944
神奈川県横浜市神奈川区東瀬田4-2
神奈川県社会福祉会館内
TEL: 045-314-7716 (A-000612 2017-04)



[大会事務局]

＊全国知的障害者施設家族会連合会・事務局（南波孝子）

〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター2F

☎：078-371-3930 ・ FAX：078-371-3931

e-mail：h-kazokukai@alpha.ocn.ne.jp

＊神奈川県知的障害者施設保護者会連合会

〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14

☎・FAX：045-751-1010

e-mail：the11.inkanagawa@gmail.com